

コンビニでプリペイドカードを 購入させる詐欺に注意！

＜今回の相談事例＞

携帯電話に大手企業の名前で「有料動画の未納料金を本日中に支払わなければ法的措置を取る。」とメールが届いた。驚いて連絡先に電話をすると、「コンビニで5万円分の電子マネー（サーバー型プリペイドカード）を購入して、カードの番号をメールで送るように」と言われた。しかし、有料動画を見た覚えはなく無視しても良いだろうか。（60代女性）

【アドバイス】

●身に覚えのない請求は業者に連絡してはいけません！

大手企業名で、未払い金があると支払いを強要する架空請求のメールに関する相談が増えています。身に覚えがなければ、絶対に業者に連絡してはいけません。万一、連絡してしまうと、個人情報^いが業者に伝わり、次々と請求を受けることになるので、このようなメールは無視しましょう。

●カード番号を伝えてはいけません！

サーバー型プリペイドカードは、カード番号を伝えると、そのプリペイドカード自体の価値を相手に譲ってしまうことと同じです。絶対に番号を教えてはいけません。もしも、番号を伝えてトラブルになった場合には、カードを購入したことを証明するレシートを手元に準備して、すぐにプリペイドカードの発行会社に連絡しましょう。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや!（あなたの地域の消費生活センターにつながります）
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110（24時間対応）



まもりん



みもりん